

所管部課	学校教育部教育指導課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市教育委員会都費負担会計年度任用職員の報酬等に関する規則について					
		区分	1 審議事項	○	2 報告事項	
関係事項	条例	東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例				
	規則	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則				
	部課 機関	総務部職員課				
<p>1 要 旨</p> <p>地方公務員法第22条の2第1項の規定及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例第2条の表8の項に基づき雇用する都費負担の会計年度任用職員は雇用条件等に特殊性があり、これに則した規則を新規に制定する必要があるため、所定の規定整備を行うものである。</p> <p>(1) 内容 都費負担会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定める。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 都費負担会計年度任用職員の報酬等を適切に支給できる。</p>						
<p>2 経 過 (現在に至るまでの経過)</p> <p>(1) 文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和4年2月18日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
3 留意事項 (問題点等)						
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>関連事務を速やかに進めたい。</p>						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。